

## 平成31年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月12日(火) 午前9時30分から10時28分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 [ 欠員 ]
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - 報告第 4号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について
  - 報告第 5号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
  - 第4 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
  - 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第15号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第17号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
  - 議案第18号 平成31年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

## 7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成31年第3回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、2番 大沢 トモ子 委員 及び  
8番 竹原 誠 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**19番（中川原）** 第35回常設審議委員会とありますけれども、これはどうい

う事を審議したんでしょうか。

**事務局（竹洞）** 30 アールを超える転用の場合には県知事に申請書を送付する前に県農業会議の意見を聴かなければならないため、担当者がこの常設審議委員会に出席して対象案件について説明しております。

**議長（岩井）** その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3の報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の1ページ報告第3号と参考資料の1ページをご覧ください。1番の農地の所在は、大字上市川字畑田の田が3筆、地目は田、面積は合計で●●平方メートルで自作するためです。賃貸人・賃借人はご覧のとおりです。2番の農地の所在は、大字倉石中市字高田●●、地目は田、面積は●●平方メートル、この農地は字高田●●、面積が●●平方メートルでしたが、その内一部が県の事業で道路にかかったため●●を●●と●●に分筆し道路にかかった●●を合意解約したものです。●●の貸借については継続しています。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

**議長（岩井）** よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

**議長（岩井）** 次に、報告第4号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の2ページをご覧ください。報告第4号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」でございます。

3ページをご覧ください。

五戸町賃借料情報。平成30年1月から平成30年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準の10aあたりは以下のとおりとなっています。

水田の基盤整備の平均額が6,300円、最高額が10,400円、最低額が2,400円、集計筆数が333筆。水田は、平均額が8,000円、最高額が12,800円、最低額が3,000円、調査筆数は134筆です。普通畑は、平均額が10,300円、最高額が15,500円、最低額が4,100円、調査筆数が116筆となっております。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**8番（竹原）** 水田基盤整備より水田の方が高いのはどうしてなのか。

**事務局（赤坂）** これは、契約を締結し公告されたものを集計し、その平均と最高額、最低額を出したものです。

**8番（竹原）** 調査して対象者を絞っているのですか。

**議長（岩井）** いいえ、契約された中の最高、最低金額です。

**8番（竹原）** 何名ぐらいですか。

**事務局（赤坂）** 件数は筆数です。

**議長（岩井）** これは、あくまでもこの期間の契約を分析したもので、賃料が高いとか安いとかというものではございません。データとして捉えていただきたいと思います。

**19番（中川原）** 私もチェックしたらおかしいと思いました。貸借、基盤法

でも3条の貸借の関係で集計しただけだと思います。こういうデータは情報でございますので、事務局として最低額と最高額を外した平均額でいいのかなと思います。極端すぎて最低額は安すぎる賃借料なので、今後は統計の取り方、集計だけではなく考え方を少し変えていただきたいと要望します。五戸町の標準の賃借料として開示できるような数字を出していただきたいと思います。以上です。

**15番（柏田）** ただいまの意見も一理ありますが、実態を見るには最低の数字を我々も知っておくことが必要かなと思います。

ただ、平均を出す場合は、先ほどの意見でも良いのではと思います。

**18番（三浦）** 基盤整備した所が安くてもなくとも耕作してない田はないんです。ところが基盤整備していない所は採算が合わないと借りません。遊休農地も借りる人を探しにきますが、基盤整備にならない所は葦や柳が多く借りてもだめで、その違いが出ています。

決して基盤整備したところが悪いということではありません。

**7番（中里）** これには、中間管理機構は入っていないのですか。

**議長（岩井）** 入っています。

**8番（竹原）** 税務課で何年かに1度、田や畑の評価額を農業委員会からも評価に行きますが、それとは関係がないのか。

**議長（岩井）** それは固定資産の評価なので、賃借料とは全く関係ありません。

**6番（高村）** そもそも、基盤整備とそうでない所を分別して表示しなければならぬ意図はありますか。

**事務局（黒沢）** 2月までに県に提出する調査があり、その中の項目に田んぼは基盤整備されているか、いないかということで、このようになっております。

**議長（岩井）** 県の調査ということでございます。その他ございませぬか。

**議長（岩井）** ないようですので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「農地法移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の4ページ報告第5号と参考資料の5ページをご覧ください。

五戸町農地移動適正化あっせん基準8の(1)の規定に基づき、あっせんの申し出がありましたので、同基準8の(7)及び同基準細則規定により、あっせん委員2名を指名して、あっせんに付しましたのでご報告いたします。

1番農地の所在は、大字倉石又重字鎗水下タ●●が3筆、地目は田、面積は3筆合計●●平方メートル。3月5日に成立しています。売買価格は●●円、10aあたり●●円です。

2番の所在は、大字倉石石沢字柴山の畑が8筆と畑の周辺の用悪水路、公衆用道路が17筆、面積は合計で●●平方メートルです。不成立となりました。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

**議長（岩井）** よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第4議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第13号の6番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(●●委員退席)

**議長（岩井）** 議案第13号の6番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 10 ページをご覧ください。

これは、所有権移転についてでございます。先ほど報告でご説明しました、あつせんが成立により所有権が移転するものです。農地の所在は、大字倉石又重字鎗水下夕の田が 3 筆、面積は●●平方メートル、売買価格は●●円となっております。以上です。

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

**議 長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。議案第 13 号の 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 13 号の 6 番は原案のとおり決定しました。

ここで、●●委員を入室させてください。

（●●委員入室・着席）

**議 長（岩井）** 引き続き、議案第 13 号について事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 5 ページ議案第 13 号をご覧ください。

五戸町長より平成 31 年 2 月 25 日付け五農林第 529 号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 13 件で、合計面積は 82,754 平方メートルです。

1-1 番から 1-8 番までは、中間管理機構へ新規での貸出しになります。1-1 番の所在は字上根前の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借で 10a あたり●●円となっております。

1-2 番の所在は大字切谷内字菖蒲川前谷地の田が 5 筆、面積は合計●●平方メートル、10 年間の使用賃貸借です。

1-3 番は大字上市川字石呑の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借で 10a あたり●●円となっております。

1-4 番は大字倉石石沢字駒袋の田が 7 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借で 10a あたり●●円となっております。

1-5 番は大字倉石石沢字大渡沢と字駒袋の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借で 10a あたり●●円となっております。

1-6 番は大字倉石石沢字石沢後の田が 2 筆と倉石又重字山田の田が 2 筆、面積は合計●●平方メートルで 10 年間の賃貸借で 10a あたり●●円となっております。

1-7 番は大字倉石又重字和台の畑が 3 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の使用貸借です。

1-8 番は大字倉石又重字和台の畑が 1 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の使用貸借です。

2 番の所在は字下根前の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円となっております。

3 番は字上根前の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、3 年間の賃貸借で賃借料は年に●●円となります。

4 番は大字豊間内字地蔵平の畑が 1 筆、面積は●●平方メートル、2 年間の賃貸借で賃借料は年●●円となります。

5 番は大字倉石中市字清三久保の畑が 6 筆、面積は合計●●平方メートル、1 年間の賃貸借で賃借料は●●円となります。

6 番は報告 5 でご説明しました、あっせんが成立しての所有権移動になります。農地の所在は大字倉石又重字鎗水下夕の田が 3 筆、面積は●●平方メートルです。以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6 番（高村）** 中間管理機構を通す物件で、利用権設定を受ける予定が決まっている物件はわかりますか。

**事務局（黒沢）** 今までの総会で中間管理機構への貸出した案件については、全て借受希望者が決まっています。

**6 番（高村）** 今のは全て決まっているのですか。

**事務局（黒沢）** 決まっております。

**17 番（鳥谷部）** 9 ページの 3 番ですが、10a あたりの契約が●●というのは、調査会の時に何もなかったのですか。



最近ではなかなか高いと思います。

**事務局（黒沢）** これは10aあたりではなく、全体です。

**17番（鳥谷部）** そこは直さなければならないのでは。全部10aあたりとしているので。

**事務局（黒沢）** そこは10aあたりではなく、1年ということです。

●●で●●ということで、訂正をお願いします。

**8番（竹原）** 9ページの4番と5番、畑で2年と1年それぞれ期間が短いですが、作物は何を付ける予定ですか。

**事務局（黒沢）** 4番の作付けは長芋で、5番は長芋とごぼうとなっております。4番、5番とも新規ですので1年間やってみて、次は期間を長くするようにしたいと思います。

**議長（岩井）** そのほか、質疑ありませんか。

（質疑なし）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月担当調査委員は  
4番 川崎良巳 委員  
11番 三浦弘文 委員です。  
調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** それでは、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

ここで、議案第 14 号の 1 番については、●●委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(●●委員退席)

**議長（岩井）** 議案第 14 号の 1 番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の 11 ページ議案第 14 号 1 番と参考資料をご覧ください。

農地の所在は大字切谷内字大森前川原の田が 1 筆、字大久木の畑が 1 筆、字元年沢の畑が 1 筆、合計 3 筆で面積は●●平方メートルで、贈与での所有権移転になります。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して三浦弘文委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**三浦弘文調査委員** 座ったままで失礼いたします。農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の 11 ページ議案第 14 号の 1 番と参考資料の 9 ページをご覧ください。3 月 5 日に、岩井会長と川崎良巳委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、平成 28 年に新規就農した譲受人が、父親との使用貸借により耕作してきた農地ですが、経営を続ける目処が付き、また、青年就農給付金受給の要件でもあることから、今回、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです。以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決します。議案第 14 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第14号の1番は原案のとおり決定しました。

ここで、●●委員を入室させてください。

(●●委員入室・着席)

**議長(岩井)** 引き続き、議案第14号について事務局より説明をお願いします。

**事務局(黒沢)** 議案書の11ページ議案第14号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案5件です。1番と2番は贈与による所有権移転に関する件、3番から5番は売買による所有権移転に関する件です。

1番から5番まで、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。

3番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

4番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

5番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円となります。

以上です。

**議長(岩井)** ただ今の説明に関連して、三浦弘文委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**三浦弘文調査委員** 議案書の11ページ議案第14号と参考資料の15ページをご覧ください。

2番の農地は、譲渡人が夜間の勤務のため自分で耕作することができず、兄に管理を頼んでいましたが、その兄も管理ができなくなったことから、親戚である譲受人に贈与するものです。譲受人は、大豆や野菜を栽培するそうです。

3 番の譲渡人は、譲受人と同じ集落の出身で、申請地はこれまで 30 年近く使用貸借により譲受人が耕作してきましたが、譲渡人は今後も農業を行うつもりがないため売買することにしたものです。譲受人は、大豆等を栽培するそうです。

4 番は、譲受人が借り受けて耕作している農地ですが、譲渡人は今後も耕作する見込みがないため売買することにしたものです。譲受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

5 番は、譲渡人が労働力不足で耕作できなくなったため、親戚で、申請地の近くに住んでいる譲受人に売り渡すことにしたものです。譲受人は、主に自家用野菜を栽培する予定です。

以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6 番（高村）** 4 番の売買価格は間違っていないですか。

**議 長（岩井）** 調査員説明願います。

**川崎良巳調査委員** 間違いではないです。会社のすぐ近くで現在の田です。

**議 長（岩井）** 補足します。自宅のすぐ隣の田だそうです。

確認したところ、その金額で買いますということですので、間違いではございません。

**議 長（岩井）** ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

**議 長 (岩井)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 15 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局 (早狩)** 議案書の 13 ページ議案第 15 号と参考資料の 23 ページをご覧ください。

今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は大字上市川越戸●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は一般住宅となっています。農地区分は農用地区域外で、立地基準は第 1 種農地で許可の例外と判断いたします。

以上です。

**議 長 (岩井)** ただ今の説明に関連して、川崎良巳委員から調査結果の報告をお願いします。

**川崎良巳調査委員** それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

農地法第 4 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の 13 ページ議案第 15 号と参考資料の 23 ページをご覧ください。

3 条申請と同じく 3 月 5 日に現地調査を行いました。

1 番は、現在、母親及び兄と同居している申請者が、独立して、近くの自己所有農地の一角に住宅を建設するものです。周囲の状況は、北側が休耕田、西側が町道、東側と南側は自己所有の畑で、生活排水は合併浄化槽により処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。

**議 長 (岩井)** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議 長 (岩井)** よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**議長(岩井)** それでは採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長(岩井)** 次に、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局(早狩)** 議案書の 14 ページ議案第 16 号と参考資料の 41 ページをご覧ください。

今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は大字上市川●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は一般個人住宅となっております。。農地区分は農用地区域外で、立地基準は第 1 種農地で許可の例外と判断いたします。

以上です。

**議長(岩井)** ただ今の説明に関連して、川崎良巳委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**川崎良巳調査委員** 農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 14 ページ議案第 16 号と参考資料の 41 ページをご覧ください。

3 条・4 条の申請と同じく 3 月 5 日に調査を行いました。

1 番の借受人は、妻及び 3 人の子どもと共に両親と同居していますが、子どもの 1 人が車いすを使用していることもあって、住宅が手狭になっていることから、現在の住所地に隣接する、父親所有の農地を借り受けて住宅を建設するものです。北側が町道、東側が宅

地、西側が法定外道路、南側が田で、生活排水は合併浄化槽により処理し、芝張りやフェンスにより土砂等の流出を防ぐ計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。

**議長（岩井）** ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決します。  
議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
調査委員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。

（調査委員指定席に戻る）

**議長（岩井）** 次に、議案第 17 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の 15 ページ議案第 17 号と参考資料の 55 ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。1 番の大字上市川字市ノ沢の田について、2 月 14 日に所有者の息子より申出がありました。周囲は全て山林原野であり、道路も倒木等により現地に行くことが困難であることから、農地として管理できないということでした。2 番の大字倉石中市字寺久保の畑 1 筆ですが、3 月 5 日の 3 条売買の調査会の時、面積が●●平方メートルで道路も法面のような状況であるため、非農地にしたいという申出がありました。3

月 5 日の調査会で確認した結果、「農地法の運用について」第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地としての決定を求めるものでございます。3 筆、●●平米でございます。以上です。

**議 長 (岩井)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長 (岩井)** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 17 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 (岩井)** 全員賛成ですので、議案第 17 号は非農地と判断することに決定しました。

**議 長 (岩井)** 次に、議案第 18 号「平成 31 年度五戸町農作業標準賃金の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局 (赤坂)** 議案書の 16 ページ議案第 18 号をご覧ください。

「平成 31 年度五戸町農作業労働賃金等標準額の設定について」で  
ございます。2 月 28 日に五戸町と新郷村の農業委員会で平成 31 年度  
の五戸地区農作業標準賃金改定事務の打合せ会議を行いました。17  
ページをご覧ください。青森県最低賃金が平成 30 年 10 月 4 日から  
762 円となり、昨年より 24 円引き上げになったことから、8 時間当  
たりの賃金を 6,000 円から 6,100 円に設定しました。りんごのせん  
定については、昨年に安いのではという意見がありまして、近隣市  
町村や●●地区などを参考にして、前年の金額から 1,000 円増額し  
9,000 円としております。農業機械利用料については、原油価格の値  
上がりや他市町村の動向を踏まえ、前年金額から畦ぬり 5 円、耕起  
500 円、代かき 1,000 円、田植え 1,000 円、刈取バインダー 500 円、  
脱穀ハーベスター 1,000 円、掘削トレンチャー 5 円の増額で設定して  
おります。昨年の総会で意見のありました項目は、長芋の掘取では



センター掘など新規に設定しております。委員からの聞きとりや近隣市町村を参考に 10a あたり掘取のみで 50,000 円に設定しております。りんごの薬剤散布については、近隣市町村には例がなく、●●地区を参考に 1,000ℓあたり薬剤費別で 5,000 円に設定しております。昨年意見がありました長芋の消毒作業では、危険性もあり特殊な作業であることや他市町村でも例がないため設定しておりません。今後、他市町村の動向を見ながら検討したいと思います。以上です。

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8 番（竹原）** 堆肥散布は積込みも含むのですか。

**事務局（赤坂）** 含みます。

**議 長（岩井）** ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の審議事項はすべて終了しました。

これをもって、平成 31 年第 3 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成31年3月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員